

NISAについてのご留意点

- NISA口座（一般NISA、つみたてNISA）の開設は1人1口座（複数の金融機関で開設できません）のみの開設となります。
- NISA口座では一般NISAで年間120万円まで、つみたてNISAで年間40万円購入できますが、NISA口座で保有している投信を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。
- 使用しなかった非課税投資枠を翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA口座と他の口座（特定口座・一般口座）との損益通算はできません。
- つみたてNISAに関する留意事項
 - ・ NISAとつみたてNISAは選択制であることから、同一年に両方の適用を受けることはできません。NISAとつみたてNISAの変更は暦年単位となります。
 - ・ つみたてNISAをご利用いただくにあたり、定期的、継続的に積立投資を行う積立契約を行う必要があります。
 - ・ 20年の非課税期間経過後、翌年の非課税投資枠に保有商品を移管すること（ロールオーバー）はできません。
 - ・ つみたてNISAにかかわる累積投資勘定によりお買付けした投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。
 - ・ つみたてNISAに累積投資勘定を設けた日から10年経過した日、および同日の翌日以降5年を経過した日（以下基準経過日）ごとに、つみたてNISAを開設いただいたお客さまのお名前・ご住所について確認させていただきます。なお、基準経過日から1年以内に確認できない場合、累積投資勘定への投資信託等の受入ができなくなる可能性があります。

投資信託についてのご留意点

- 銀行で扱う投資信託は預金ではありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある有価証券に投資するため元本および分配金が保証されている商品ではありません。
- 投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- 当行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託のお申込みにあたっては、当行所定の申込手数料(最大3.24%、税込み)が、かかります。
- 保有期間中には信託報酬(最大年2.1384%、税込み)及び監査報酬、有価証券売買手数料などその他費用等(運用状況等により変動し、事前に料率、上限額を示すことができません。)が信託財産から差し引かれます。
- 換金時に換金手数料(最大1万口につき108円、税込み)がかかるものや信託財産留保額(最大で基準価額の0.5%)が基準価額から差し引かれるものがあります。
- リスク、手数料等、その他詳細は、各ファンドの目論見書及び目論見書補完書面にてご確認ください。
- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧いただき内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。